

平成 20 年度 自己点検・評価報告書



兵庫県立大学大学院会計研究科

平成 2 1 年 3 月

序 章

1 研究科設置の経緯

会計専門職大学院を設置した背景には、監査証明業務を中心とする公認会計士の養成はもちろんであるが、会計専門職業人に対して社会からより広範な期待が寄せられていることがある。たとえば、企業を中心とする民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の養成がそれである。なぜなら、現代社会において会計は社会的構造基盤（ファンダメンタルズ）の1つと位置づけることができ、民間部門においても、公的部門などにおいても、組織は説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために会計システムを設計し、運用しなければならず、その機能を支えるために高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人が、各方面で、絶対数においても、また備えるべき資質と能力においても、不足しているからである。しかも、このような会計専門職業人の養成にあたっては、従来の大学学部中心の教育では不十分であり、より高度で専門性の高い教育機関である会計専門職大学院での教育が必要であるからである。

これらのことから、これまでも少なからぬ数の公認会計士などの高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を育成してきた神戸商科大学および兵庫県立大学（以下、「本学」という）における実績、ならびに、上記の会計専門職業人養成への社会の期待に鑑みて、会計専門職大学院を設置し、経済社会において重要な役割を担うことが求められている会計専門職業人の育成に一層積極的に取り組むことは、社会的にも大きな貢献を果たすことになるものと考えられる。

以上を踏まえて、平成19年4月、本学の大学院に最初の専門職学位課程として会計研究科（以下「本研究科」という）が設置されるに至ったのである。

2 自己点検・評価の取り組みについて

本研究科は、平成19年4月に設置され、平成21年3月に最初の修了者を送り出すことができた。これを機会に、この2年間の活動について自己点検・評価に取り組むことにした。本研究科では、この取組みを、本研究科の現状を客観的に把握し、必要な改善につなげることのできる好機と捉えている。そのため、自己評価委員会を中心に、研究科長をはじめ全専任教員で取り組むことにした。また、その結果をホームページに公表することを予定している。社会的評価を受けることで、自己点検・評価を見直し、本研究科の一層の充実につなげたいと考えている。

本 章

1 使命・目的および教育目標

1-1 研究科の使命・目的および教育目標は明確に設定されているか。

本研究科は、会計研究科規則（会計研究科規程第1号）第2条において、教育目的を次のように明らかにしている。

（研究科における教育研究上の目的）

第2条 本研究科は、監査証明業務等の担い手として、また、民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として、高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成を目的とする。

ここで、「高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成」とは、端的に言えば、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人を育成すること」である。現在、社会のあらゆる場でこれまで経験したことのない変化が進行しており、会計の世界も国際財務報告基準の導入、職業倫理の重視など大きく変わろうとしている。本研究科は、単に数多くの会計専門職業人を輩出することにとどまらず、社会環境の変化に適応しリーダーシップを発揮できるような人材を社会に送り出すことを目標にしている。

1-2 使命・目的および教育目標は専門職学位課程制度の目的に合っているか。

専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)によれば、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」（第2条第1項）とある。本学では、兵庫県立大学大学院学則（平成16年兵庫県立大学学則第2号）において、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とする」（第3条第6項）と定めており、かつ、上述した本研究科の目的は会計分野の専門職大学院であることを具体的に示したのになっている。したがって、本研究科の目的は、専門職学位課程制度の目的に合っている。

1-3 使命・目的および教育目標の中に、養成すべき人材像が適切に表現されているか。

本研究科が育成しようとする「会計専門職業人」とは、具体的に次のものである。

- ①監査証明業務および保証業務などの担い手としての会計専門職業人
- ②企業を中心とする民間部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人
- ③公的部門などにおける専門的な実務の担い手としての会計専門職業人

先に引用した研究科規則第2条は、これを要約的に表現したものである。本研究科では、これを「人材育成のターゲット」と呼び、本研究科のホームページやパンフレットに掲載している。

人材育成のターゲット <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/outline/training.html>

1-4 使命・目的および教育目標の中に、職業的倫理の涵養が適切に盛り込まれているか。

先に引用した研究科規則第2条の中で、会計専門職業人に「職業倫理」が必要であること、そして、それを備えた人材を育成することを明記している。この方針のもとに、本研究科では、現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけ、かつ、それを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した応用・実践科目において職業倫理に関連する事例を取り上げている。

職業倫理の重視 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/education/curriculum.html>

1-5 使命・目的および教育目標は現在および想定される将来の経営の人材ニーズに適合しているか。

本研究科を設置するに至った背景には、監査証明業務を中心とする公認会計士の養成はもちろんであるが、会計専門職業人に対して社会からより広範な期待が寄せられていることがある。たとえば、企業を中心とする民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の養成がそれである。

なぜなら、現代社会において会計は社会的構造基盤（ファンダメンタルズ）の1つと位置づけることができ、民間部門においても、公的部門などにおいても、組織は説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために会計システムを設計し、運用しなければならず、その機能を支えるために高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人が、各方面で、絶対数においても、また備えるべき資質と能力においても、不足しているからである。しかも、このような会計専門職業人の養成にあたっては、従来の大学学部中心の教育では不十分であり、より高度で専門性の高い教育機関である会計専門職大学院での教育が必要であるからである。

1-6 使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプランがあるか。

本学では、大学運営の基本方針の具現化や全学的な教育研究の質の向上等に資する方策を明確にし、自主・自律的で計画的な運営を行うため、中期計画を策定している。本研究科の設置は、第1期中期計画（平成16年度～18年度）により実現した。現在の第2期中期

計画（平成19年度～21年度）においては、「社会的・国際的に通用する高度専門職業人育成に対する期待に応えるため、平成19年度に設置する会計研究科（専門職大学院）の充実を図り、高い専門的能力と職業倫理に加え、国際的視野を有した会計専門職業人を育成する」ことを明記している。そして、中期計画に基づいて自己点検・評価を行っている。

1－7 使命・目的および教育目標は、ホームページや大学案内等を通じて、社会一般に広く明らかにされているか。

本研究科の目的は、本研究科のホームページおよび大学本部のホームページに掲載している。また、本研究科および本学のパンフレットにも記載している。

本研究科の目的 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/outline/outline.html>（本研究科）
<http://www.u-hyogo.ac.jp/annai/purpose/daigakuin.html>（大学本部）

1－8 使命・目的および教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。

本研究科の目的は、入試説明会で配布するパンフレット、学生に配布する「講義要目」に記載している。なお、本研究科に最も関心を示すのは入学試験の受験者であると考えられるが、彼らが本研究科を理解するために最も利用しているのはホームページであることが、聞き取りにより明らかになっている。また、入試説明会や入学時のオリエンテーションでは必ず言及しており、受験者が提出した志望理由書を読んでも、相当程度理解されているものとする。

また、本研究科の専任教員および本研究科を担当する学務課（教務）の職員は、社会に対する本研究科の「約束」といえる「設置の趣旨等を記載した書類」を理解した上で教育研究および管理運営に従事している。

1－9 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。

教育の成果の1つとして修了者の進路を把握している。ただし、これは短期的な成果であり、修了者が社会でどれほど活躍しているかという中長期的な視点も重要である。そのため、修了者の追跡調査を行うことにしている。そして、その結果を見て教育目標の達成度を検証する予定である。

修了者の進路

http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/after_graduation/after_graduation.html

点検・評価

本学は、「地域社会や国際社会の発展に貢献し得る創造力を持つ人間性豊かな人材を育成する」とともに、「地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界・人類の幸せに貢献する個性豊かな大学を目指す」ことを基本理念としている（兵庫県立大学学則（平成16年兵庫県立大学学則第1号）第1条）。本研究科が目的とする会計専門職業人の養成は、現代社会が必要とする人材を養成するとともに、それを通じて健全な経済社会の発展に寄与するものである。特に現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけ、かつ、それを実務に適用し実践できる能力を開発することは、会計専門職大学院の使命であり、社会のニーズに応える点で重要であると考えている。

今後の方策

本研究科の目的が達成され、その結果、本研究科が社会にどれだけ貢献したかは、最終的に本研究科の修了者が社会からどのように評価されるかによって検証されるものと考えている。そのため修了者やその就職先の関係者にインタビューを行うなどして、その結果を分析することとしている。ただし、一般にこの種の調査の方法は必ずしも確立しているわけではなく、本研究科においても計画は具体的ではない。他大学の事例も参考にしながら、計画を具体化することが必要である。

2 教育の内容・方法・成果

（1）教育課程等

2-1 授与する学位の名称は、本研究科の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されているか。

本研究科は、「監査証明業務等の担い手として、また、民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として、高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成」を目的としている（会計研究科規則第2条）。そのため、カリキュラムの編成にあたっては授業科目として、公認会計士試験の試験科目に掲げられている科目はもちろんのこと、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力を身につけるといふ観点から重要な科目を、会計科目に加えて会計以外の科目についても、バランスよく開講しており、「会計修士（専門職）」の学位を授与している。

2-2 学位授与に関わる基準および審査手続等は明文化され、学生に周知されているか。

本研究科の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、必修科目および選択必修科目を含む下表に示すそれぞれの科目ごとの単位数を満たした上で、合計48単位以上を修得することである。また、学生が修士論文の作成を希望する場合は、基礎演習および研究演習において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格することを修了要件に加える。この修了要件は、会計研究科履修規程（会計研究科規程第2号）第2条に規定されている。また、「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーションおよび Semester ごとのガイダンスで説明している。

	必要単位数	必修科目および選択必修科目
基本科目	12 単位以上	(1) 必修科目：会計職業倫理 2 単位 (2) 選択必修科目Ⅰ：簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計および監査概論より6 単位以上 (3) 選択必修科目Ⅱ：企業法、租税法、公会計概論および経営学概論より4 単位以上
発展科目	18 単位以上	
応用・実践科目	4 単位以上	

2-3 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定や本研究科の目的に対して適切に設定されているか。また、それらが学生の履修の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。

本研究科の標準修業年限は2年である。また、本研究科の課程修了の要件は、必修科目および選択必修科目の単位数を満たした上で、合計48単位以上を修得することである。これは、専門職大学院設置基準（2年以上在学・30単位以上の修得）に照らして適正である。また、学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として、半期につき18単位である。学生がこの上限で履修したとしても、負担が過重にならないように配慮したものであると同時に、修了要件の48単位を基準としても妥当なものである。

2-4 課程の修了認定の基準および方法は本研究科の目的に応じて策定され、学生に周知されているか。

本研究科では、成績評価基準をシラバスに公表するとともに、担当教員が学生に十分な情報を提供している。原則として、講義科目は期末試験を実施し、演習科目はレポート等によって評価している。また、全科目について成績分布のデータをとって分析している。

修了判定については、教務委員会が取りまとめた資料により教授会が決定している。なお、専門職大学院は学位論文を修了要件とはしないが、修士論文の作成を希望する学生にはその提出を許可し、2年間の研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に

合格することを修了要件に加えることができるとしている。修士論文である限り一定の学問的水準を満たすことはもちろんであるが、現在研究指導および学位論文指導を受けている学生は、税理士試験の免除に必要な修士論文の作成を希望しており、その水準を満たすための指導を行っている。

2-5 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されているか。また、その場合、本研究科の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

兵庫県立大学大学院学則により、教育上特に有益と認めるときは、研究科教授会で審査の上、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）に関して、本研究科が修了要件として定める単位数（48単位）の2分の1を超えない範囲内において、本研究科の授業科目の履修により取得したものとみなすことができるとしている（第15条第1項・第2項）。

また、本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲内において本研究科が定める期間、本研究科に在学したものとみなすことができるとしている（第25条の2第2項）。

これは、専門職大学院設置基準に沿ったものである。また、「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーションで説明している。なお、在学期間の短縮を行った事例はまだない。

兵庫県立大学大学院学則

<http://www.u-hyogo.ac.jp/annai/future/kitei/img/16g0206.pdf>

2-6 専門職学位課程制度の目的ならびに本研究科固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。

本研究科が育成を目指している高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人、言い換えれば、人材育成のターゲットは、①監査証明業務および拡大・多様化している保証業務などの担い手としての会計専門職業人、②企業を中心とする民間部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、③公的部門などにおける専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、である。したがって、カリキュラムの編成にあたっては、授業科目として、公認会計士試験の試験科目に掲げられている科目はもちろんのこと、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力を身につけるといった観点から重要な科目を、会計科目に加えて会計以外の科目についても、バランスよく開講している。

本研究科が開講する科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「企業法関係」

「租税法関係」「公会計関係」「経済関係」「民法関係」「統計・情報関係」「経営・ビジネス関係」に分けられる。このうち教育の柱となる領域は、人材育成のターゲットに基づき、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であり、そのことから、これらの領域に基本科目、発展科目、応用・実践科目を配置している。

本研究科の教育の柱になるこれらの6つの領域のうち、「財務会計関係」および「管理会計関係」は、3つの人材育成のターゲットのうちのいずれの領域の会計専門職業人を目指す学生にとっても不可欠な領域である。他方、「監査関係」は、監査証明業務等の担い手を目指す学生にとって重要な領域であり、「租税法関係」および「経営・ビジネス関係」は、民間部門における専門的な実務の担い手を目指す学生にとって重要な領域であり、また「租税法関係」および「公会計関係」は、公的部門などにおける専門的な実務の担い手を目指す学生にとって重要な領域である。

科目体系 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/education/subject.html>

2-7 教育課程が、経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに高い倫理観および国際的視野を持つプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されているか。

本研究科では、すべての授業科目において、学生が知識を単に暗記するのではなく、「なぜか」を理解することを重視している。なぜなら、真の意味で理解していなければ、確実な知識とはならず、その結果、記憶としても定着しないからである。言い換えれば、「記憶力」よりも「思考力」が重視されるということである。

特に論理的思考力を身につけることを目的として、少人数で行う基礎演習および研究演習を設けている。基礎演習（1年次）では、コミュニケーション能力を養成するために、プレゼンテーション、質疑応答および討論を課す、双方向・多方向的な授業を行っている。研究演習（2年次）では、公認会計士・税理士、企業や公的部門などで活躍する会計専門職業人が、それぞれの分野においてリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるために研究レポートの作成を行っている。また、研究志向の強い学生に対して、基礎演習と研究演習の2年間を通じて、修士論文の作成を指導している。

さらに、現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけ、かつ、それらを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した応用・実践科目（ケーススタディ科目）において職業倫理に関連する事例を取り上げている。

また、グローバル経営の進展、会計基準および監査基準の統一化により、国際的視野が一層重要になっている。そのため、発展科目の1つとして国際会計を配置しているが、そ

れだけでなく、あらゆる科目の中で取り上げるようにしている。

2-8 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。

本研究科は会計専門職業人の養成を目的としているが、学生のキャリアプランは多様である。そこで、履修指導において、キャリアプラン別履修モデルを学生に提示している。それは、①公認会計士、②税理士、③企業（財務部門）における専門的な実務の担い手、④企業（管理部門）における専門的な実務の担い手、⑤公的部門における専門的な実務の担い手、⑥国税専門官、を想定した履修モデルである。また、すべてのケーススタディ科目においてインターンシップを実施している。受入先は、監査法人、企業、財団法人、学校法人、会計事務所と多様であり、学生の多様なキャリアプランに合うようにしている。

2-9 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。

履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として、半期につき18単位である（会計研究科規則第4条第2項）。ただし、キャリアプランの関係から必要があるなどの場合には、1年間に履修することのできる単位数を36単位以内とし、22単位を限度として前期および後期の履修単位数を選択することができるものとしている。また、2年次に研究演習（4単位）を履修することを指導している関係から、再履修科目を履修する場合には、1年間に履修することのできる単位数を40単位以内とし、22単位を限度として前期および後期の履修単位数を選択することができるものとしている。なお、1学期に18単位を超える履修を希望する学生は、指導教員（基礎演習または研究演習の担当教員）と協議し、その署名・捺印を受けた上で、18単位超過履修希望願を教務委員会に提出し、許可を受けるものとしている（教務委員会申し合わせ）。

また、本研究科ではGPAを導入している。学生のGPAを半期ごとに演習担当教員に通知し、学習指導に利用している。これらにより「単位の実質化」に配慮している。

2-10 教育課程の編成においては、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。

本研究科のカリキュラムを構成する授業科目は、その性格から、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けられ、おおむね基本科目、発展科目、応用・実践科目の順に履修するよう学生に指導している。

ここで基本科目は、原理的・理論的な性格が強く、会計専門職業人に必要とされる基礎的知識を提供する授業科目であり、したがって、単位の認定にあたっては、基礎的知識の修得が図られていることを到達目標としている。

発展科目は、会計専門職業人に必要な高度な専門的知識や技能を提供する授業科目であり、したがって、単位の認定にあたっては、基本科目と比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標としている。

応用・実践科目は、会計専門職業人に求められる最先端の専門的知識や技能を提供するために実践的な教育を行う授業科目であり、本研究科の教育の柱となる領域にケーススタディ科目として配置されている。したがって、単位の認定にあたっては、最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標としている。

カリキュラムの特徴 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/education/curriculum.html>

2-11 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む）等を考慮して、適切な単位が設定されているか。

本研究科で開講される講義および演習については、15時間の授業をもって1単位、実習および実技については、30時間の授業をもって1単位としている。また、同一の授業科目において講義、演習、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前述の基準をもって1単位としている（会計研究科規則第3条第2項）。応用・実践科目のうちケーススタディ科目においては、授業の一部でインターンシップを実施しているが、その実情に応じて1科目が2単位になるようにしている。

2-12 理論教育と実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。

大まかに分けると、講義形式で授業を行う基本科目およびほとんどの発展科目が理論教育を担い、演習形式で授業を行う一部の発展科目および応用・実践科目が実務教育を担っている。そして、おおむね、基本科目、発展科目、応用・実践科目の順に履修するように指導しており、それによって、理論教育の到達点の上に実務教育を行うことを想定している。応用・実践科目のうちケーススタディ科目は、第4セメスターで開講しており、ここで理論教育と実務教育の架橋を図ることを意図している。

2-13 多様な入学者に対応した導入教育が実施されているか。

基礎的な内容を中心とする学部教育と高度な専門教育を行う大学院教育とをスムーズに接合するため、主要領域には基本科目を配置している。基本科目の配置は、多様な学習履歴を有する学生が入学してきた場合にも、円滑に基礎的知識の修得が可能になるようにするためでもある。

(2) 教育方法等

2-14 実践教育を充実させるため、講義、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されているか。

本研究科においては、基本科目は講義形式で授業を行い、応用・実践科目は、事例研究、インターンシップなどがその中心となることから、演習形式で授業を行っている。また、発展科目は、その科目の特質に応じて講義形式で授業を行うものと演習形式で授業を行うものがある。会計・監査・ビジネスの実務で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法を導入した授業科目を応用・実践科目を中心に配置している。応用・実践科目のうち、すべてのケーススタディ科目においてインターンシップを実施している。

2-15 授業のクラスサイズは、授業の内容、授業の方法および施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる適切な人数となっているか。

本研究科の定員は40名であるため、通常の場合、クラスサイズが過大になることは考えられないが、少人数教育を標榜している関係から、次のような考え方をとっている。すなわち、本研究科では、講義形式の場合は1クラス40名前後で授業を行う。一方、演習形式の場合には、できるだけ少人数で行うように配慮する。たとえば、大学院修了後の進路を視野に入れた履修設計やキャリアプランの指導を行う基礎演習の学生数は6名まで、研究指導または論文指導を行う研究演習の学生数は7名までとしている。また、インターンシップを行うケーススタディ科目の学生数は、6名までとしている。そのため、特に学生の要望の強い財務会計ケーススタディおよび監査ケーススタディは、2クラスを開講している。

2-16 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。

本研究科のシラバスには、講義目的・到達目標、講義内容・授業計画（講義科目では1回ずつ記述）、テキスト・参考文献、成績評価の基準、履修上の注意・履修要件等を記載している。また、オフィス・アワー、担当教員のメールアドレスについては、別紙一覧表で提示し、授業日程については、学年歴に基づいて曜日ごとの日程表を別途配布している。シラバスは、「講義要目」のほか、ホームページにも掲載している。そして、シラバスに沿って授業を行うように努め、休講した場合には、必ず補講をしている。

シラバス <http://www.u-hyogo.ac.jp/edu/08syllabus/in-kaikei/index.html>

2-17 授業時間帯や時間割等は学生の履修に配慮して作成されているか。

本研究科の授業時間帯は、次のとおりである。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50

また、時間割の編成においては、同一年次に履修する科目の重複を避けること、同一領域の科目の重複を避けることを方針としている。

2-18 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。

本研究科では、授業はシラバスに従って適切に実施することを申し合わせており、非常勤教員に対してもその旨を依頼している。そして、授業評価アンケートに「シラバスに沿った授業内容であったか」という質問を設けており、その結果（5点満点で全科目平均）は、平成19年度前期が4.4、後期が4.4と、高い評価であった。

2-19 本研究科の目的に応じた成績評価、単位認定の基準および方法が策定され、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。

本研究科では、授業科目の位置づけに応じて到達目標を定めており、それが成績評価の基本的考え方となる。すなわち、基本科目については基礎的知識の修得が図られていること、発展科目については基本科目と比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていること、応用・実践科目については最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることが、それぞれの到達目標である。これは、「講義要目」の中で明らかにしている。

また、講義科目は、おおむね専門知識の修得を目的としていることから、期末試験による成績評価を基本としながら、科目の性格に応じて、授業中に行う中間試験や小テストなどを加味するものとし、他方、演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論が授業の中心となることから、授業中のプレゼンテーション、質疑応答・討論への参加状況、期末のレポートなどを総合して評価することとしている。

以上の方針のもとに、各教員が、授業科目ごとの成績評価の基準を、シラバスの中で明らかにしている。

2-20 学修の成果に対する評価、単位認定において、評価の公正性および厳格性を担保するために、成績評価に関する学生からのクレームに対応するなど、適切な仕組みが導入されているか。

本学には成績評価に対する不服申出制度があるが、これまで申出はない。本研究科では、採点済みの答案の閲覧やコピーの返却、質問への回答等を行っている。

2-21 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本研究科に入学前に修得した単位を、本研究科で修得した単位として認定する場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。

兵庫県立大学大学院学則により、教育上特に有益と認めるときは、研究科教授会で審査の上、本研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、および、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）に関して、本研究科が修了要件として定める単位数（48単位）の2分の1を超えない範囲内において、本研究科の授業科目の履修により取得したものとみなすことができるとしている（第11条第1項・第2項、第15条第1項・第2項）。

これは、専門職大学院設置基準に沿ったものである。また、このことは、「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーションで説明している。

具体的な手続として、学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならないことになっている。他方、入学前の既修得単位の認定を希望する学生には、既修得単位認定願に本研究科において認定を希望する科目名およびその科目に該当する既修得科目名を記載し、それにその既修得科目が修得済みであることを証明する書類（成績証明書）およびその科目のシラバスを添えて提出させ、教務委員会が提出された書類の審査を行うとともに、その詳細について確認を行うべく認定希望科目担当者の出席のもとに面接を行っている（教務委員会申し合わせ）。

2-22 入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。

毎年度4月に、修了後に目指す専門職を記載した「学生カード」を提出させ、1年次には基礎演習担当教員が、2年次には研究演習担当教員が、修了後の進路を視野に入れた履修設計やキャリアプランの指導を行っている。

2-23 入学時のオリエンテーションやオフィス・アワーを設定するなど、教員による履修指導や学習相談体制が整備され、学生への学習支援が組織的、効果的に行われているか。

履修に関して基本的な事項は、「講義要目」にまとめられている。入学時のオリエンテーションは、その内容を周知することを主な目的として実施される。その後は、主に基礎演習および研究演習の担当教員が、個別に学生の相談に応じているが、教務関係については「講義要目」に基づいて指導を行っている。したがって、「講義要目」の内容は非常に重要であるため、教務委員会が責任をもって中身を検討し、毎年度必要な改訂を行ったり、手

続の詳細を定めたりして、学生への指導が適切かつ統一的に行われるように配慮している。また、個々の授業科目の相談は、担当教員が行っている。オフィス・アワー、担当教員のメールアドレスについては、一覧表で学生に配布している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による学習相談体制が整備され、学生への学習支援が適切に行われているか。

本研究科では、基礎演習（1年次）および研究演習（2年次）を担当する教員が、学習面の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じるとともに、研究科として組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。また、本研究科の場合は、高度な専門教育を行っているため、通常のようにティーチング・アシスタントとして大学院学生を配置することはできない。それに代わり、学生の要望が強い分野について学習を支援するために、単位がつかないゼロ単位科目を用意している。平成19年度は、公認会計士、税理士を非常勤講師として計算演習、平成20年度は、弁護士などの実務家、退職教員を非常勤講師として、企業法演習、論述演習、会計計算演習を開講した。

2-25 インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われているか。

本研究科では、監査法人、企業、その他の組織において、学生が将来のキャリアに関連した現場体験を行うことを目的としてインターンシップを実施しており、それを適切に運営するため、会計研究科学外研修（インターンシップ）規程（会計研究科規程第4号）を定めている。その中で、参加する学生の義務を次のように規定し、事前のガイダンスで周知徹底を図っている。とりわけ監査の現場では守秘義務が求められ、誓約書に明記されるのが通常である。

（誓約書その他の書類の提出）

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を、研修機関に提出しなければならない。

（義務）

第7条 学生は、本研究科が指定する事前研修等を履修するものとする。

- 2 学生は、インターンシップ期間中、研修機関及び担当教員の指示に従わなければならない。
- 3 学生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。インターンシップ期間終了後であっても、同様とする。
- 4 学生が前2項の義務を怠ったときは、学生懲戒規程（平成16年兵庫県立大学規程第50号）に基づき懲戒をするものとする。

2-26 本研究科の授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修および研究を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、かつ、適切に実施されているか。

本学では、中期計画により、学生による授業評価、授業改善懇親会、教員相互の授業参観制度、教員研修会などを通じて、全学的なFDを推進している。本研究科においては、FDに積極的に取り組むために、研究科長を長とし、全専任教員によって構成されるFD委員会（会計研究科規程第23号）を設置している。

ところで、本研究科では、平成19年度兵庫県立大学特別教育研究助成金を得て、「会計研究科（会計専門職大学院）におけるFDの実施に関する研究」を行った。それにより、「FDの目的は教育の『質』の保証であり、質とは、他の教育機関とは異なる特徴である。この特徴は、教育理念と目的、教育課程(カリキュラム)、シラバス等を通じて識別される」、また、「教育の質は修了者の質と同義である」という知見を得るに至った。

FDでは教員の能力の向上が図られなければならないが、最近のFDを巡る議論は教育の技術論に偏りがちである。これは、専ら教員個人の能力開発に眼が向けられているためである。教育能力を開発して教育の質を改善しようとするれば、やがてはカリキュラムや教育組織の問題に直面するはずである。したがって、FDの本質は、教員個人の能力開発の域を超えたところにある。

そのため必要なのは、「会計専門職大学院で何を学ぶか」を問い、ファカリティの方向性を明らかにすることである。そこで、会計専門職業人にとって最も重要な能力は「判断力」であると考えられる。これは「暗記中心」の学習では身につかず、したがって「自ら学ぶ姿勢」が必要である。学生を受動的な聴講者から能動的な学習者へと変えることが必要である。実際、講義時間は学習時間のほんの一部であるから、自分で本を読めるようになることが必要である。しかし、基礎知識がないと本を読んでも理解できない。この入口段階を突破させ、学生が自分で学べるようにすることが教員の役割である。学生は修了後も学び続けなければならないことから、このことが重要なのが分かる。したがって、教員には支援者としての能力が求められる。この能力を組織的に開発することがFDの目的である、というのがFDに関する本研究科の基本的考え方である。

2-27 FD活動や自己点検・評価等が、個々の教員の教育内容、授業運営方法、教材等に反映されるなど教育内容・方法の改善に有効に機能しているか。

他と差別化される独自の教育を行うため、本研究科は教材開発に最も力を入れている。学生との懇談会でも、「授業で使用するレジュメ等の教材をわかりやすくしてほしい」という要望が出された。実際、授業内容に対する学生の反応は早く、「学生の質問も教材開発の参考にしている」という教員の意見もある。個々の教員の改善努力は、独自に開発した教材に端的に現れると考えており、授業で利用したものはすべて本研究科が保管している。

ところで、本研究科では、平成 19 年度兵庫県立大学特別教育研究助成金を得て、「会計研究科（会計専門職大学院）における教材開発に関する研究」を行った。それにより、「会計専門職大学院で使用する教材は、単に学部で使用する教材を内容的に高度化したものではない」、「教材開発のあり方は、会計専門職大学院の教育において何が重視されるのか（教育の『質』）に依存する」という知見を得るに至った。また、個別の論点としては、次のものがある。

- ・授業科目は、段階的・体系的な学習を可能にするように、基本科目、発展科目、応用・実践科目に分けられる。当然、教材開発は、当該科目の位置づけに応じたものにしなければならない。
- ・会計専門職大学院において特に重視されるのが「職業倫理」である。本研究科の場合、会計職業倫理を必修科目として配置するほか、応用・実践科目（ケーススタディ科目）の中でも取り上げることにしている。インターンシップを含め、実務経験のない学生を対象として、いかにして実践的教育を行うのかは重要な問題である。
- ・「国際的な視野」が重視される。単に日本基準だけを学ぶのではなく、国際基準との「収斂」を意識した学習が必要である。
- ・以上の基礎には「論理的な思考力と表現力」がある。断片的な知識をいくら集めても、それだけでは「判断力」は身につかない。研究レポートの作成などを通じて、問題を分析し、論理的に考え、自分の考えをまとめる訓練が必要である。

（3）成果等

2-28 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。

平成 20 年度の修了者の学位取得の状況は次のとおりである。

(人数)

	平成 20 年度
当初（平成 19 年度）入学者	42
2 年以上の在籍者	40
2 年以上の在学者	39
修了者	37
うち標準修業年限修了者	37

本研究科の収容定員は 40 名である。平成 20 年度は、2 年以上在学した者が 39 名であり、このうち 37 名が修了した。留年した者のうち、1 名は就職活動のため、1 名は修士論文作成のためである。今後の傾向を見なければならぬが、特に問題はないものとする。

2-29 修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が整備されているか。

また、その学内や社会への公表が、定期的かつ継続的に実施されているか。

学生生活委員会と学務課が協力して、学生に「進路決定報告書」の提出を求め、修了後の進路を把握している。平成20年度の修了者の進路は次のとおりであり、この結果を本研究科のホームページに公表している。なお、受験準備の者については、修了後のフォローが必要である。

(人数)

	平成20年度
監査法人	5
会計士受験準備	18
税理士法人	4
税理士受験準備	0
民間企業	5
公的部門	3
公的部門受験準備	2
合計	37

修了者の進路

http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/after_graduation/after_graduation.html

点検・評価

今日、大学教育において盛んに議論されている、カリキュラム整備、CAP制度、シラバス、成績評価の厳格化、授業評価、FD等は、単に1つの要素として導入されるに留まらず、相互に関連づけられなければならないものとする。とりわけ教育重視の専門職大学院では強く求められるところであり、本研究科はこの課題に意識的に取り組んできた。教育目的、それを実現するカリキュラムおよび教員組織、さらに教育環境の整備や学生の受入れを相互に関連づけた制度設計となっている。

それを可能にするため、設置準備の段階から、兵庫県立大学特別教育研究助成金制度を利用して、会計専門職大学院について組織的に研究を行ってきた。その年度ごとのテーマをあげると、次のとおりである。今後も、本研究科の教育の質を向上させる取り組みを組織的に進めていく方針である。

平成17年度「会計専門職大学院（アカウンティングスクール）の設置をめぐる研究」

平成18年度「会計専門職大学院（アカウンティングスクール）におけるFD（Faculty Development）をめぐる問題の研究」

平成19年度「会計研究科（会計専門職大学院）におけるFDの実施に関する研究」

「会計研究科（会計専門職大学院）における教材開発に関する研究」

今後の方策

本研究科では、ケーススタディ科目でインターンシップを位置づけている。平成20年度は、すべての科目でインターンシップを行った。学生には、通常の講義科目では経験できない現場の雰囲気を感じたことから、おおむね好評であった。その一方で、課題もある。すなわち、授業全体の中での位置づけ、言い換えれば、講義（座学）の部分との関連性を明確にする必要がある。事前準備、事後のフォローも含め、講義内容と一体感がもてるように一層の工夫が必要である。そのためにも、受入先との連携が重要である。また、受入先を増やすことが必要であるが、受入先にも何らかのメリットが必要と思われる。何分、相手のあることであるから、継続的に努力しなければならない課題であると認識している。

3 教員組織

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。

本研究科の教員組織は、平成20年4月現在において次のとおりである。なお、これは本研究科のホームページで公表している。

(人数)

区 分	専任教員（定員15：欠員1）					兼任教員	兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計		
教 授	5	1	2	2	10	10	4
准教授	—	2	—	2	4		

専 専任教員

専・他 専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員

実・専 実務家・専任教員

実・み 実務家・みなし専任教員

兼任教員：学内の他の学部等の教員

兼任教員：他の大学等の教員等

専門職大学院設置基準に定められた必要な専任教員数は12名であるのに対し、本研究科の専任教員は、定員15名、現員14名、欠員1名である。なお、この欠員1名は、平成21年度に補充することが決定している。

専任教員の中には、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する実務家教員が6名含まれている。したがって、全専任教員に対する実務家教員の割合は、3分の1

を超えている。また、実務家・みなし専任教員は、会計研究科教授会規程（会計研究科規程第11号）第7条に従い、学生の入学・退学・修了等、教育課程、授業、試験・成績に関する審議に参加しており、専任教員としての役割を果たしている。したがって、本研究科において必要な専任教員が確保されていると考える。

また、専任教員の年齢構成としては、30歳代が3名、40歳代が3名、50歳代が7名、60歳代が1名であり、バランスよく配置されている。

教員組織 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/faculty/faculty.html>

3-2 会計専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

本研究科の領域別の専任教員数は、平成20年5月現在において次のとおりである。

(人数)

財務会計	管理会計	監査	企業法	租税法	公会計	統計情報	経営・ビジネス
3	2	2	1	1	2	1	2

本研究科の教育の柱となる領域である「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」には専任教員を配置し、これらの領域の基本科目および応用・実践科目は主要な科目であるので、原則として専任教員が担当するように教員組織を編成している。それに加えて、会計専門職業人にとって不可欠な企業法に関係する専門知識を身につけるために、また現代の会計専門職業人に求められる数学的思考能力やICT（Information & Communication Technology）を用いたデータ分析能力の重要性を鑑みて、「企業法関係」および「統計・情報関係」に専任教員を配置している。本研究科の専任教員は、会計研究科教員の選考基準に関する規程（会計研究科規程第15号）により、すべて教授と准教授で構成している。

3-3 教授、准教授、客員教授、任期つき教授、講師、助教等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

前述のように、本研究科の教育の柱となる領域の授業科目は、専任教員が担当するという基本的方針で教員組織を編成している。それに加えて、学生による履修が系統的・段階的に行えるようにするために、本研究科のカリキュラムを構成する授業科目は、基本科目、発展科目、応用・実践科目に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。

基本科目と、発展科目のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置している。発展科目のうちより実践的な性格の強い科目と、応用・実践科目（ケーススタディ科目）については、実務家教員を配置している。また、十分な研究業

績を有する実務家教員については、原理的・理論的な性格の強い科目と実践的な性格の強い科目とを併せて担当するようにしている。

こうした教員配置を行うことによって、会計専門職大学院に求められる理論と実務を融合した教育実施体制の実現を目指している。なお、平成 20 年度は、例外的に基本科目の 1 つを兼任教員が担当したが、平成 21 年度には専任教員が担当する予定である。

また、制度と実務の変化に対応するために、実務家・みなし専任教員は特任教員（定員 4 名）としている。平成 20 年度における特任教員の内訳は、公認会計士 3 名、税理士 1 名である。特任教員は任期付きのポストであるが、当初から一律の任期を定めるのではなく、特定分野について高度の知見を有する専門家を招聘する目的で、教育研究の必要性に応じて見直しを行うことにしている。

3-4 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

会計研究科教員の選考基準に関する規程（会計研究科規程第 15 号）に基づき、「教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会又は社会における活動等に基づいて行わなければならない」としている（第 2 条）。特に採用においては、当該分野の専門的知識を有する外部委員 2 名の意見を聴取する機会を設けている。そして、研究者教員は大学学部および大学院における教育研究実績に基づいて、また、実務家教員は実務家として十分なキャリアに加えて、講演会や研修会の講師などの実績に基づいて選考している。

また、教員の募集・任免・昇格の手続については、会計研究科教員選考規程（会計研究科規程第 14 号）および会計研究科教員選考委員会規程（会計研究科規程第 16 号）がある。教員選考委員会は 5 名（ただし採用の場合は外部委員 2 名を加える）の委員でもって組織し、その責任のもとに適正に事務を処理している。

3-5 専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。

専門職大学院の授業は高度に専門化されたレベルであるため、教員は相当程度の準備が必要である。また、本研究科では独自の教材開発に力を入れており、それが可能なように専任教員の授業担当時間に配慮している。本研究科では、経営学部の授業も含め、通常、教授の場合には、1 年間に 4 単位換算で 4 コマ、准教授の場合には、3 コマの授業を担当する。なお、この基準に照らして一時的に超過負担になる場合は、すみやかに解消し、数年間で見て平準化されるようにしている。

3-6 専任教員の教育・研究・管理運営活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。

本学では、「教員の教育・研究・社会貢献等の活動状況とその成果を多角的に評価することを通じ、教員自らの活動を自己点検し、さらに改善・活性化させる契機とするとともに、本学の教育・研究・社会貢献及び大学運営の充実発展に寄与すること」を目的として、全専任教員（特任教員を除く）を対象とした教員評価制度を導入している。その対象領域は、教育活動、研究活動、社会貢献、管理運営であり、対象期間は、原則として過去3～5年間である。ただし、本研究科の場合、特任教員の活動状況および貢献度を把握するため、特任教員も対象に含めている。

第1回は、試行として、平成19年度～20年度の教員活動報告と平成20年度の目標に対する成果・業績および領域別評価に基づいて平成21年度に実施することになっている。以後は3～5年ごとに実施する予定である。

点検・評価

本研究科は、専門職大学院設置基準に照らして十分な数の研究者教員および実務家教員を配置している。その上で、本研究科の教育の柱となる領域の授業科目は、専任教員が担当するという基本的方針で教員組織を編成している。また、原理的・理論的な性格の強い科目には主として研究者教員を配置し、実践的な性格の強い科目には主として実務家教員を配置している。こうした教員配置を行うことによって、会計専門職大学院に求められる理論と実務を融合した教育実施体制の実現を目指している。

今後の方策

本研究科を軌道に乗せるため専任教員は多くの時間と労力をかけている。そのため研究活動を犠牲にしているという側面は否定できない。また、研究専念期間制度は導入されていない。これは全学的な問題であり、本研究科のみで決定できるものではない。当面、教育、研究、社会貢献、管理運営のバランスを回復することが課題である。

4 学生の受け入れ

4-1 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、本研究科の使命・目的および教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。

本研究科のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

「本会計研究科は、①監査証明業務及び保証業務などの担い手、②民間部門における専門的な実務の担い手、③公的部門などにおける専門的な実務の担い手である、会計専門職に関わる多様な人材を育成することを目的としています。したがって、育成しようとする人

材に関連する分野における専門知識の程度や学習履歴、学習意欲に基づいて判定することが重要であるという考え方に基づいて入学試験を実施します。」

これは、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」（専門職大学院設置基準第2条第1項）という専門職学位課程の目的に沿うものである。

また、本研究科では、平成21年度入試において、次のように入試を実施した。

種 別	試験実施日	選抜方法	筆記試験の科目
一般入試	平成20年9月13日	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む）、管理会計（原価計算を含む）、監査、租税法、公会計、統計学、経営学から2科目選択
	平成21年1月5日	筆記試験 口述試験	財務会計（商業簿記を含む）
	平成21年3月1日	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む）、管理会計（原価計算を含む）、監査、租税法、公会計、統計学、経営学から2科目選択
推薦入試	平成20年11月22日	口述試験	——

筆記試験は、受験者の有する専門知識の程度を判定するために有効な選抜方法であり、面接試験は、受験者の学習履歴や学習意欲を判定するために有効な選抜方法である。口述試験は、筆記試験と面接試験の中間的な選抜方法である。

アドミッション・ポリシーおよび選抜方法は、学生募集要項、ホームページ、パンフレット等に記載している。また、入試説明会では必ず言及している。なお、入学試験受験者のほとんどは、ホームページを通じて本研究科の情報を入手している事実を確認している。

アドミッション・ポリシー

http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/entrance/admission_policy.html

一般入試 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/entrance/exam.html>

推薦入試 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/entrance/recom.html>

4-2 入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れているか。

受験者の評価は、受験者のキャリアプランは明確であるか、それに相応しい資質およびそれを実現するに足る能力を備えているかという観点から行われる。筆記試験はもちろんのこと、面接試験および口述試験においても一定の基準のもとに受験者の成績は得点で示される。また、提出された書類（履歴書、学部の成績証明書および志望理由書）も内容を吟味して得点に反映させている。

4-3 学生募集方法および入学者選抜方法は、本研究科の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか。

入学者選抜のあり方については入学試験制度委員会が毎年度見直しを行っている。当初、推薦入試は、受験者の有する専門知識の程度と学習履歴をある程度把握できる受験者を対象とするという意味で、学内進学者に限定していたが、平成20年度に実施した入試から、受験者の機会均等を確保するため、他大学出身者も推薦入試の受験を可能にした。

4-4 入学者受け入れ方針に沿った学生の受け入れ方法が採用され、実際の入学者選抜が、責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されているか。

本研究科では入学試験委員会が責任をもって入学試験を実施している。この委員会は、研究科長を長とし、6名の委員から構成されている。選抜方法、選抜日程、出願資格の決定等を教授会で決定した後、入学試験委員会が、出題採点者、問題点検者、口述試験および面接試験の担当者その他実施に関わるすべての事項を決定している。実施体制としては、研究科長を実施責任者、入学試験委員会副委員長を運営責任者とし、本研究科の全専任教員および学務課の事務職員によって入学試験を実施している。合否判定については、入学試験委員会が資料を取りまとめ、受験者を匿名とした上で、教授会で決定している。

4-5 専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。

本研究科の入学試験実施結果は、次のとおりである。入学定員と入学者数はほぼ一致している。また、転入学は認めていないので、在籍者は適正に管理されている。なお、入試の結果は本研究科のホームページで公表している。

(人数)

年 度	定 員	志願者	受験者	合格者	入学者
平成19年度	40	66	65	43	42
平成20年度	40	68	63	50	40
平成21年度	40	86	80	46	42

過年度の入試結果 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/entrance/result.html>

4-6 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されているか。

入学試験制度委員会が、毎年度見直しを行い、変更すべき点があれば教授会に提案し、

教授会で決定している。前述した推薦入試の受験資格の変更のほか、学力検査を財務会計のみとする1月入試の導入（平成21年度入試から）を行った。

点検・評価

幸いなことに志願者は増加傾向にあり、定員を確保している。入学試験は公正に行われ、本研究科の目的に適った学生が入学している。

今後の方策

受験者数の少ない筆記試験科目の存廃について検討した。その結果、多様な人材を育成するには多様な筆記試験科目を設けるという方針に反しないことを確認した上で、平成22年度入試から、監査を廃止することにした。

5 学生生活

5-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立しているか。

本研究科では、基礎演習（1年次）および研究演習（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じるとともに、研究科として組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。また、学生組織として院生協議会があり、学生生活委員会が学生からの要望に対応している。

5-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

学校保健法第6条に基づいて、毎年度4月に定期健康診断を実施している。また、保健センターが、病気やけがなどの応急措置を行い、必要な場合には病院の紹介を行う体制をとっている。心の健康については、保健センターや学務課が窓口となっている。そして、毎週水曜日の午後、臨床心理士が学生の相談に応じる「心の相談室」を設けている。

また、平成19年度、一人の学生が結核に罹患したが、神戸市西区保健部と連携して適切に対処することができた。麻疹や新型インフルエンザ等の感染症には、全学的な体制で対応するとともに、本研究科独自の対策としては、ウィルスウォッシャー機能を備えた空気清浄機を、講義室、演習室、自習室などに設置した。

5-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されているか。

本学では、「ハラスメント対策に関するガイドライン」を設け、全学的な体制を整えている。そのもとで本研究科では、演習担当教員が第1次的な相談窓口となるが、さらに神戸学園都市キャンパスで専任教員のうちから15名（うち女性は7名）の相談員を配置している。本研究科の専任教員からは、2名（うち女性は1名）が相談員である。これについては、入学時のオリエンテーションで周知を図っている。

ハラスメント対策 <http://www.u-hyogo.ac.jp/campus/index.html>

5-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

奨学金その他の経済的支援については、学生生活委員会および学務課が窓口となり、学生の相談に応じている。具体的に経済支援の手段としては、授業料免除制度および奨学金制度があり、過去2年間、希望者全員が何らかの種別の奨学金を利用することができた。なお、利用実績は本研究科のホームページで公表している。

経済的支援 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/support/support.html>

5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発とともに適切な助言・指導の体制が整備されているか。

本研究科では、修了後の進路を視野に入れた履修設計やキャリアプランの指導を行うために、少人数クラスで運営する基礎演習（1年次）および研究演習（2年次）を配置している。また、外部講師を招いて、「会計プロフェッションセミナー」を開催している。

キャリア支援セミナーの開催 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/career/career.html>

5-6 身体に障がいのある者を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。

キャンパス・バリアフリー化の方針に従い、神戸学園都市キャンパスおよび会計研究棟は、身体に障がいのある学生を受け入れることができる設計となっている。現在、対象となる学生は在籍していないが、入学した場合には学生生活委員会が窓口になり、学務課と協力して必要な支援を行うことにしている。

5-7 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。

現在、留学生1名（平成20年度休学）が在籍しているが、日本の大学の学部を卒業し、一般入試を経ており、日本語の問題もない。経済的支援については、授業料免除制度および奨学金制度において、全学的に留学生に配慮している。また、本研究科は夜間に授業を行うことを前提とした社会人学生を募集していない。したがって、現在、特別な支援が必要な学生は在籍していないが、今後支援の必要が生じた場合には、学生生活委員会が窓口

となり、学務課と協力して必要な支援を行うことにしている。

点検・評価

本研究科では、少人数クラスで運営する基礎演習（1年次）および研究演習（2年次）を通じて、教育および学生生活の支援を行う体制をとっている。研究科として組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。施設・設備に関する要望が多く、予算的にすぐに実現できないものもあるが、出来る限りの支援をしている。

今後の方策

新型インフルエンザへの対策の中で、緊急時の連絡手段をいかに確保するのかという課題が認識され、全学的に体制を整えた。ただし、それが有効に機能するか否かは検証されておらず、問題点の検討を行う予定である。

6 教育研究環境の整備

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、規模および教育形態に応じ、適切に整備されているか。

本研究科が提供する授業科目のうち、基本科目および講義形式で行う発展科目については、50名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。発展科目のうち演習形式で行うものについては、20名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。さらに応用・実践科目については、10名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。そのため会計研究棟には、講義室として、54人教室1室、36人教室2室、演習室3室（会議室を含む）を設置している。

会計研究棟の講義室および演習室は、プレゼンテーション機器を備え、円滑な資料の提示、解説が行えるとともに、活発な討論を促進する環境を整備している。また、高度情報化社会に対応できるICT関連知識の習得が可能となるような学習環境として、各講義室、演習室にPCコンセントを取り付け、常時PCが使用可能な環境を整備している。

これらの施設で、本研究科で提供する科目を開講するのは十分ではあるが、必要な場合には、神戸学園都市キャンパスの他の施設を活用することにしている。

6-2 学生が自由に学習できる自習室および学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習室は共同研究室の形態をとるものの、専用の机を用意し、1人1座席を確保してい

る。そのため会計研究棟に4室（院生研究室1：51.6㎡；27座席、院生研究室2：36㎡；18座席、院生研究室3：42㎡；20座席、院生研究室4：48㎡；25座席）を整備し、90座席を用意している。自習室は夜間（午後10時まで）、休日（年末年始を除く）も利用可能である。また、全座席にPCコンセントを設置している。そのほか学生相互の交流のため学生ホール（48㎡）を設けている。

6-3 学生の学習および教員の教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーおよびそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。

会計研究棟で専用に利用可能なPCは、45台（講義室用3台を含む）であり、授業で使用するほか、学生の自習用に貸し出している。もちろん神戸学園都市キャンパスの情報処理教育システムに接続可能であり、他の学部および研究科の学生と同じ環境（セキュリティレベル、認証システム、ファイルサーバおよび共有フォルダの利用、ウェブ閲覧、メールの利用等）で利用できる。また、教員は個々の研究室でネットワークに接続可能なPCを利用している。すべてのシステムがリース契約のため、メンテナンス等は業者が担当しているが、管理責任は学術情報課にあり、トラブルの相談窓口も明確である。

6-4 身体に障がいのある者のために適切な施設・設備が整備されているか。

会計研究棟および神戸学園都市キャンパスは、兵庫県の福祉のまちづくり条例第13条第2項に基づいて、①車いすで通行できる傾斜路の設置、②車いすで通行できる幅員の確保、③視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導または案内の設備の設置、④階段の手すりの設置、⑤車いすで利用できるエレベーター、便所および駐車場の設置等の基準に基づいて整備されている。なお、神戸学園都市キャンパスは傾斜地に建設されたため、当初からユニバーサルデザインではないが、必要な工事を随時実施し、教育研究に支障がないようにしている。

ユニバーサル施設情報 <http://www.acs.u-hyogo.ac.jp/environment/facilities.html>

6-5 図書館には本研究科の学生の学習および教員の教育研究のために必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。

神戸学園都市学術情報館（図書部門）（面積3,599㎡、蔵書数約50万冊、座席数約320席）は、本研究科の教育内容を修得するために必要な図書等の多くを、すでに保有している。平日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時30分から午後3時まで開館し、学生の授業時間や多様な学習ニーズに対応することができる。電子ジャーナルも多数所蔵しており、目録情報のデータベース化によりOPAC（蔵書検索システム）が利用可能である。このほかに会計研究資料室を設け、テキスト、各種専門雑誌、各種参考書などを備えている。

点検・評価

専用棟の建設により、授業、自習および交流を行うのに十分なスペースを確保することができた。全学生に専用の机を用意していることは、他大学と比較してより良好な学習環境を整備できたと考えている。しかし、設置者である兵庫県の財政悪化により、年々、予算が削減されている。このような状況において、いかに教育研究環境を維持するかは全学的な課題である。

今後の方策

PC増設の要求に応えるため、本研究科独自の予算から財源を捻出して、平成21年度から、デスクトップ型PC10台を常時設置するとともに、会計研究棟外でも利用可能なノート型PC8台の貸出を行うことにしている。

7 管理運営

7-1 本研究科を管理運営する固有の組織体制が整備され、その活動のために適切な規程が制定されているか。

本研究科は、独立研究科として設置され、会計研究科教授会規程に基づき教授会を置き、専任教員は教授会構成員となる。教授会において審議する事項は、①研究科規程等の追補、変更に関する事項、②大学規則等に係る評議会への申出に関する事項、③教育公務員特例法の規定によりその権限に関する事項、④学生の入学、退学、除籍に関する事項、⑤学生の修学、修了、賞罰に関する事項、⑥教育課程に関する事項、⑦授業に関する事項、⑧開講科目並びにその担当教員の決定に関する事項、⑨予算の要求と配分の基本方針に関する事項、⑩試験および成績の決定に関する事項、⑪その他研究科に関する重要な事項、である（第7条第1項）。ただし、みなし専任教員は、④～⑧および⑩に関する事項にのみ、審議に出席することができることになっている（第7条第2項）。

また、個別の問題を処理するために、教務委員会、学生生活委員会、入学試験委員会、広報委員会、自己評価委員会、予算委員会、教員選考委員会等を設置している。全専任教員がいずれかの委員会に所属しており、それぞれの規程も整備されている。

管理運営にあたっては、常に関連法令および学内規程に準拠することを旨としており、適切に遵守されている。

7-2 本研究科固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。

会計研究科長については、会計研究科長選考規程（会計研究科規程第12号）に従い、会計研究科教授会構成員（みなし専任教員を除く）による選挙により選考することになっている。なお、設置の際には教授会に代わり、設置準備委員会で選考している。

7-3 本研究科と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。

本研究科は、経営学部および経営学研究科と連携する関係にある。本研究科は、経営学部と連携した「専門一貫教育」の実現を目指している。また、本研究科の専任教員が経営学部および経営学研究科の教育の一部を担うと同時に、本研究科の授業科目の一部で経営学部および経営学研究科の専任教員の応援を求めることで、相互に情報を共有し、連携を深める体制となっている。

7-4 本研究科を管理運営し、その使命・目的および教育目標の達成を支援するために適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。

本研究科の事務については、神戸学園都市キャンパス事務部内にある学務課、学術情報課および総務課において処理している。主に教務および学生生活については学務課が、図書館および情報システムについては学術情報課が、施設・備品については総務課が、学部および他研究科と合わせて担当している。とりわけ本研究科を担当する学務課（教務）の職員は、本研究科の使命・目的および教育目標を理解したうえで、教育研究活動の全般にわたり支えている。そのほか本研究科独自に非常勤職員2名（ただし、交代勤務）を雇用している。

点検・評価

本研究科は、独立研究科として設置され、独立した教授会を置いている。教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、意思決定機関として機能している。また、個別の問題を処理するために各種委員会が組織され、そこで検討した後、教授会で決定している。

ところで、設置者である兵庫県の財政悪化により、年々、事務職員が削減されている。このような状況において、いかに合理的に事務を処理するかは全学的な課題である。

今後の方策

本研究科は、独立研究科であるため、大学の規程に基づいて設置される委員会も多く、一人が幾つもの委員を兼任している。大学本部での会議も多いため、負担を軽減するよう

に合理化する必要がある。そこで、平成 22 年度を目処に、専・他（専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員）の教員を完全な専任教員に移行させる予定である。

8 点検・評価

8-1 自己点検・評価のための仕組みおよび組織体制を整備し、適切な評価項目および方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取り組みとして実施しているか。

自己点検・評価のための仕組みおよび組織体制としては、本研究科に専任教員 4 名からなる自己評価委員会を設けている。平成 20 年度においては、第 2 期中期計画（計画期間：平成 19 年度～21 年度）の中間評価を実施した。そこでは、本研究科の重点目標である、①教育の充実、②教員の資質の維持向上、③教育環境の整備、④積極的な情報公開、⑤他部局との連携、を中心に自己点検・評価を行った。中期計画については、外部委員によって構成される兵庫県立大学評価委員会による評価を受けることになっており、第 1 期中期計画の評価結果が公表されている。

また、本学は平成 21 年度に機関別認証評価（認証評価機関：大学評価・学位授与機構）を受けるため、その評価基準に従って自己点検・評価を行った。特に教育内容および方法については、専門職学位課程に即した自己点検・評価が求められた。この評価結果も公表されることになっている。

中期計画の自己点検・評価 <http://www.u-hyogo.ac.jp/annai/future/evalu/index.html>
兵庫県立大学第 1 期中期計画業務実績に関する評価報告書
<http://www.u-hyogo.ac.jp/annai/future/assess/index.html>
http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa16/pa16_000000027.html

点検・評価

大学の中期計画および機関別認証評価による自己点検・評価を行っていることは評価できると考えている。

今後の方策

今後は毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価を継続的なものにしていく。また、平成 22 年度に分野別認証評価（認証評価機関：大学基準協会）を受けることにしている。

9 情報公開・説明責任

9-1 本研究科の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

本学では、広報委員会が「広報の方策」を策定しており、その中で、「広報を大学の重要な使命と認識し、あらゆる機会をとらえて広報活動を展開する必要がある」と述べ、広報活動の重要性を強調している。本研究科は、この基本方針に基づき、ホームページの充実、パンフレットの配布、説明会の開催等の活動を進めている。特に入試広報では、受験者の主な情報源がホームページであることを確認しており、ホームページの充実が最重要である。そこでは理念や理想を語り、われわれの熱意を伝えるだけでなく、本研究科の現状を客観的に伝えられるように工夫している。たとえば、社会に対する本研究科の「約束」といえる「設置の趣旨等を記載した書類」を掲載するとともに、教員組織、入学試験、授業料減免・奨学金の利用、修了者の進路については、実績を数値で示している。

9-2 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備しているか。

本研究科は、積極的に情報を公表しているが、個人情報保護等の観点から慎重に判断しなければならない場合には、兵庫県情報公開条例に従って処理する。

兵庫県情報公開条例

https://www3.e-reikinet.jp/hyogo/dlw_reiki/41290101000600000000/41890101001500000000/41890101001500000000.html

点検・評価

ホームページに情報をタイムリーに掲載していると考えている。また、わかりやすさに配慮して定期的に見直しており、平成21年2月にホームページの構成を全面的に改めた。

今後の方策

今後とも積極的に情報を公開し、説明責任を果たしていく。そのため受験者や学生などの意見を聴取する機会を設けることを検討する。

終章

以上の点検・評価により、本研究科の今後の展望と課題について、次のようにまとめることができる。

1 使命・目的および教育目標

本研究科の教育目的は明確に定められており、それは専門職学位課程制度の目的に適合したものであると同時に、現在および将来の社会のニーズに適合したものである。その教育目的は、教職員、学生等の学内の構成員に周知され、本学の中期計画に反映される等、一定の支持を得ている。また、社会一般に理解されるよう学外に対する情報発信にも力を入れている。その結果、「会計専門職大学院があるから兵庫県立大学経営学部を志望する」という受験生も出てきており、大学の特色化に貢献しているものと考えている。こうした学内外の期待に応え、教育目的を達成し、その結果、本研究科が社会にどれだけ貢献したかは、最終的に本研究科の修了者が社会からどのように評価されるかによって検証されるものと考えている。これは長期的な視野で教育の成果を検証することであり、その仕組みを作ることが今後の課題である。

2 教育の内容・方法・成果

本研究科は、社会のニーズを反映した教育目的に基づき人材育成のターゲットを明確にした上で、理論教育と実務教育の架橋を図り、かつ、系統的・段階的履修が可能なカリキュラム編成、キャリアプラン別履修モデルの提示、単位の実質化への配慮といった観点から、質の高い教育を行っている。したがって、本研究科は、その教育目的や授与される学位すなわち「会計修士（専門職）」に照らして、教育課程が体系的に編成されており、また、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

本学は従来から少人数教育を標榜しているが、プレゼンテーション、質疑応答および討論を課す演習は、少人数で行うことが可能な体制にある。また、実践的能力の開発に加えて、職業倫理の涵養に特別な配慮を行っている。

成績評価、単位認定および修了認定にあたっては、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバス等を通じてあらかじめ明示し、かつ、評価結果について説明責任を果たすことにより、公正かつ厳格な評価を行える仕組みを導入している。

教育成果については、平成20年度の修了者の満足度は高いことを聴き取りにより確認している。しかし、現時点で修了者の満足度によってのみ成果を論じることは、時期尚早と思われる。長期的な成果も見ながら、その検証結果を教育の質の向上を目指すFD活動に繋げていくという方針である。その仕組みを作ることが今後の課題である。

3 教員組織

本研究科は、その教育目的を達成するのに十分な数の専任教員を擁し、教員組織編成のための基本的方針のもと、本研究科の教育の柱となる領域に、実績のある研究者教員および実務家教員を配置している。また、専任教員の年齢構成もバランスがとれている。それでも、教員組織の一層の充実が必要であると感じている。具体的には、現在、本研究科の専任教員のうち3名が、「専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員」である。これは、平成25年度までの暫定措置（専門職大学院設置基準附則2の適用）であり、早期に解消すべきものと考えている。本学では、平成22年度に経営大学院の設置を予定しており、全学的な見地から教員組織の再編を行うことにしている。

4 学生の受け入れ

本研究科のアドミッション・ポリシーは明確に定められている。それは本研究科の教育目的に適合したものであり、公表・周知されている。そして、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が採用され、実施されている。また、定員は適正に管理されている。ところで、本研究科の志願者は増加傾向にあるのであるが、その中には志望理由が明確でなかったり、準備が不足していたりする者も含まれている。そのような志願者を淘汰することが入学者選抜であり、現在のところ有効に機能しているのであるが、本研究科の教育目的を達成するためには優秀でかつ志の高い学生の受け入れが不可欠であることを考えると、受験前に本研究科の説明を行う機会を増やす一層の努力と工夫を行う必要があると考えている。

5 学生生活

学生生活に関する相談・支援は、基礎演習および研究演習の担当教員が第1次的な窓口となり、研究科として組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し、学務課と連携して措置する体制になっている。また、特別な支援を必要とする学生（身体に障がいのある者、留学生等）に対する支援については、現在、全学的に検討が行われており、平成21年3月中に何らかの指針が示される予定である。一方で特別な予算措置がとられることは期待できないので、本研究科の方針を改めて検討する予定である。

6 教育研究環境の整備

本研究科は、限られた予算の中で、教育環境の整備を最優先に実施してきた。他大学と比べて遜色のない環境を用意していると考えている。しかし、設置者である兵庫県の財政悪化により、年々、予算が削減されている。このような状況において、いかに現在の環境を維持し、一層の改善を図るかは全学的な課題である。

7 管理運営

本研究科の管理運営体制としては、独立の教授会の設置、独自の研究科長の選考が行われている。教授会では教育研究に関する重要事項について審議するほか、将来に向けた企画立案を行っている。このように独自の管理運営の組織体制をもつことは重要なことではあるが、一方で新しくかつ小規模であるため難しい点もある。今後、一層効率的な運用を行う必要がある。

8 点検・評価

本研究科は、平成19年4月に設置され、平成21年3月に最初の修了者を送り出すことができた。これを機会に、この2年間の活動について自己点検・評価に取り組むことにした。今後は、継続的な自己点検・評価の仕組みを作ることが課題である。

9 情報公開・説明責任

教育研究活動等の状況について積極的に情報を提供することは、大学の社会的責任であると認識している。本研究科も、設置の趣旨、教育目的とそれを達成するためのカリキュラムや開設科目のシラバス等の教育内容・教育方法、教員組織、施設・設備等の教育環境、本研究科に関する各種の評価結果に関する情報、入試の結果、学生の修了後の進路等について、ホームページ等を通じて公開している。

本研究科の教育目的を達成し、それを通じて社会に貢献するために、今回の自己点検・評価を通じて明らかになった課題の解決に努め、一層の教育の充実を図るよう、教職員一同鋭意努めたい。